

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行う機能を有する衛星航法補助施設について、その設

置の許可を申請する者等が納付すべき手数料の額を定めるものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、令和二年三月二十三日から施行するものとする事。

(附則関係)